

# 新常用漢字表と法令における漢字使用

法律のラウンジ [91]

法制局第2部第1課

くわばら あきら  
桑原 明

法令における漢字使用については、これまでも度々このコラムで話題にしてきましたが、平成23年に大きな変化がありました。というのも、漢字使用の目安である「常用漢字表」が平成22年11月30日に改定され、公用文の漢字使用等のルールも新しくなったことに伴い、内閣法制局が新しい「法令における漢字使用等について」を定めて、平成23年から新しい基準に沿って法令が作られていくようになったためです。今回の常用漢字表の改定は情報化時代に対応するために行われたもので、「鬱」といった手書きで書くのが難しい漢字も常用漢字となったことは、報道等で御存じの方も多いのではないのでしょうか。

では、法令における漢字使用については、具体的にどのような点が新しくなったのでしょうか。一番分かりやすいのは、新しく常用漢字に加えられた漢字が法令で用いられる場合です。例えば、以前のコラムで取り上げられた「禁錮」は、従来は「禁錮」とルビを付す必要がありましたが、「錮」の字が常用漢字に加えられたため、今では「禁錮」と漢字だけでよいことになっています。また、目的規定等でよく用いられる「〇〇にかんがみ」という表現は仮名で書かれていましたが、「鑑」の字訓に「かんが(みる)」が加えられたため、「〇〇に鑑み」と漢字で表記することになっています。

その一方で、引き続き仮名で表記することとされたものもあります。例えば、「他」という漢字には、従来からある「た」という字音に加えて、新たに「ほか」という字訓が加えられたのですが、法令では「△△に定めるもののほか」というように従来どおり仮名で表記することとされています。

このほか、少し専門的な話になりますが、従来「法令用語改正要領」というものにも漢字使用の基準等が定められていましたが、実情に合わないものもあり、廃止されて新しい「法令における漢字使用等について」の中に取り込まれています(例えば、「監護」は「監督保護」に改めるべきとされていましたが、最近の法令でも「監護」が使われており、「監督保護」に改めるべきとの基準はなくなりました。)

なお、法令における漢字使用の基準が新しくなったといっても、今ある全ての法律の表記が突然変わってしまうというわけではありません。新しい法律はもちろん全体が新しい基準に従っていますが、既存の法律の一部を改正する場合には、改正に関係する部分だけが新しい基準に従うことになります。そのため、同じ法律の中に古い表記と新しい表記が混在するということが生じます。

実際に法律を起案している際に新常用漢字を使うときがあると、法令における用語も時代によって変化するものであるということを実感します。